

愛知県立豊田高等特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

ア 「いじめは人間として絶対に許されることではない」という基本的な姿勢に立って、いじめに対しては毅然とした態度で指導を行い、友人への思いやりや正義感などを育む指導の充実を図る。

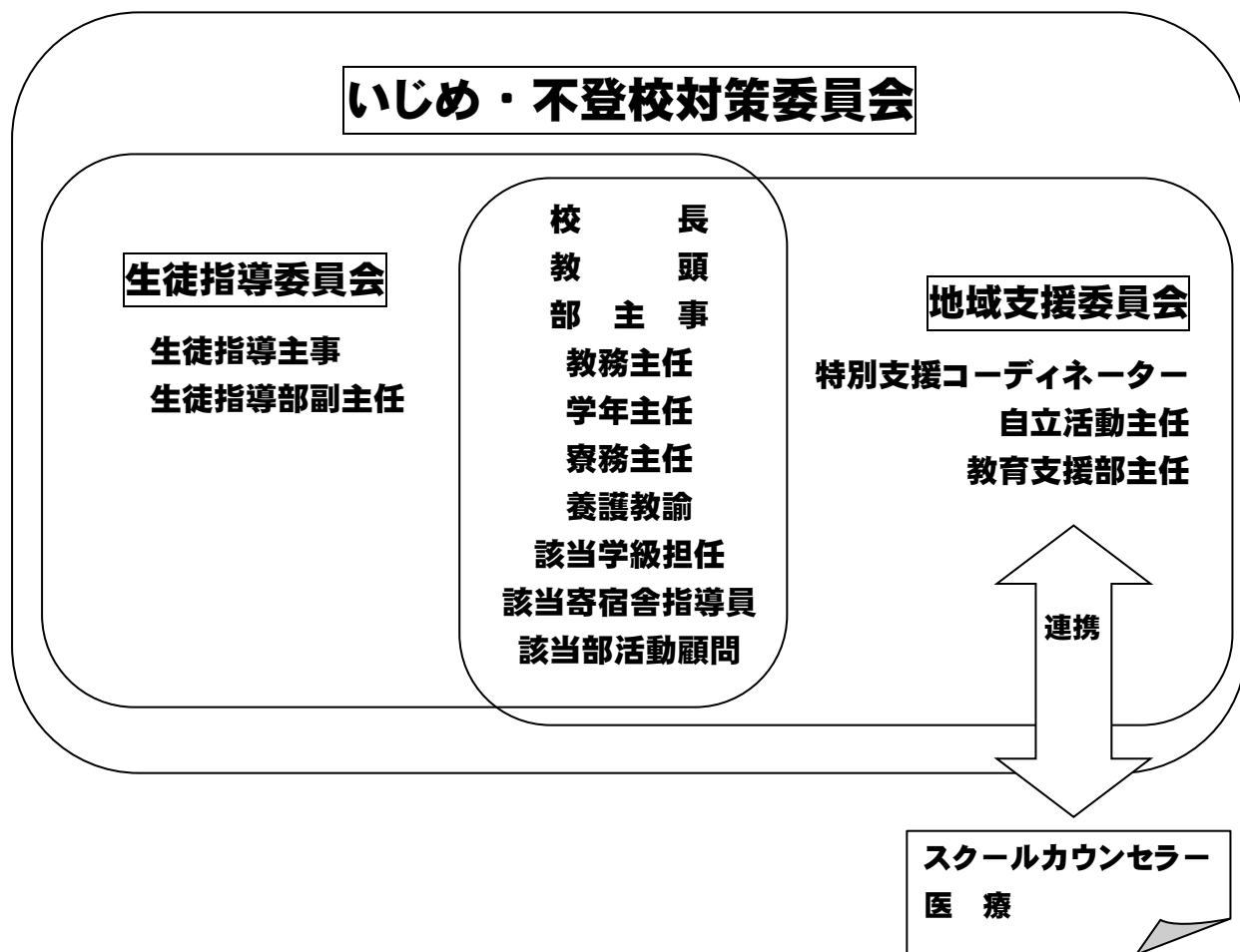
イ いじめは、「どの子どもどの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、いじめの兆候を感じとったときには、一人で問題に当たるのではなく、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、教育相談担当者、学年主任、寮務主任などと連絡を取り、学校全体として対応する。

ウ 「ネット上のいじめ」の問題も生じていることから、教育活動全体を通して情報モラル教育を行い、家庭・地域と連携して携帯電話など情報機器の適切な取扱い方法を身につけさせることが必要である。

2 いじめ防止対策組織について

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（例：P D C Aサイクル）

P（PLAN：計画）

いじめ防止の年間計画の策定

D（DO：実行）

取組の実践

C（CHECK：評価）

「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の実施

A（ACT：改善）

「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の結果の検証

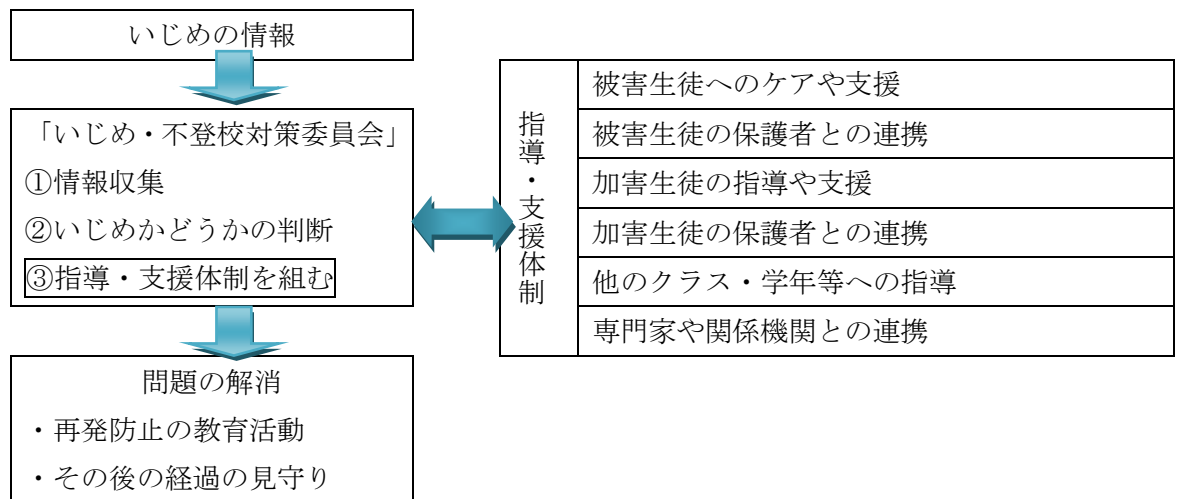
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で年1回「いじめ・不登校」をテーマにした講話やケーススタディを実施する。

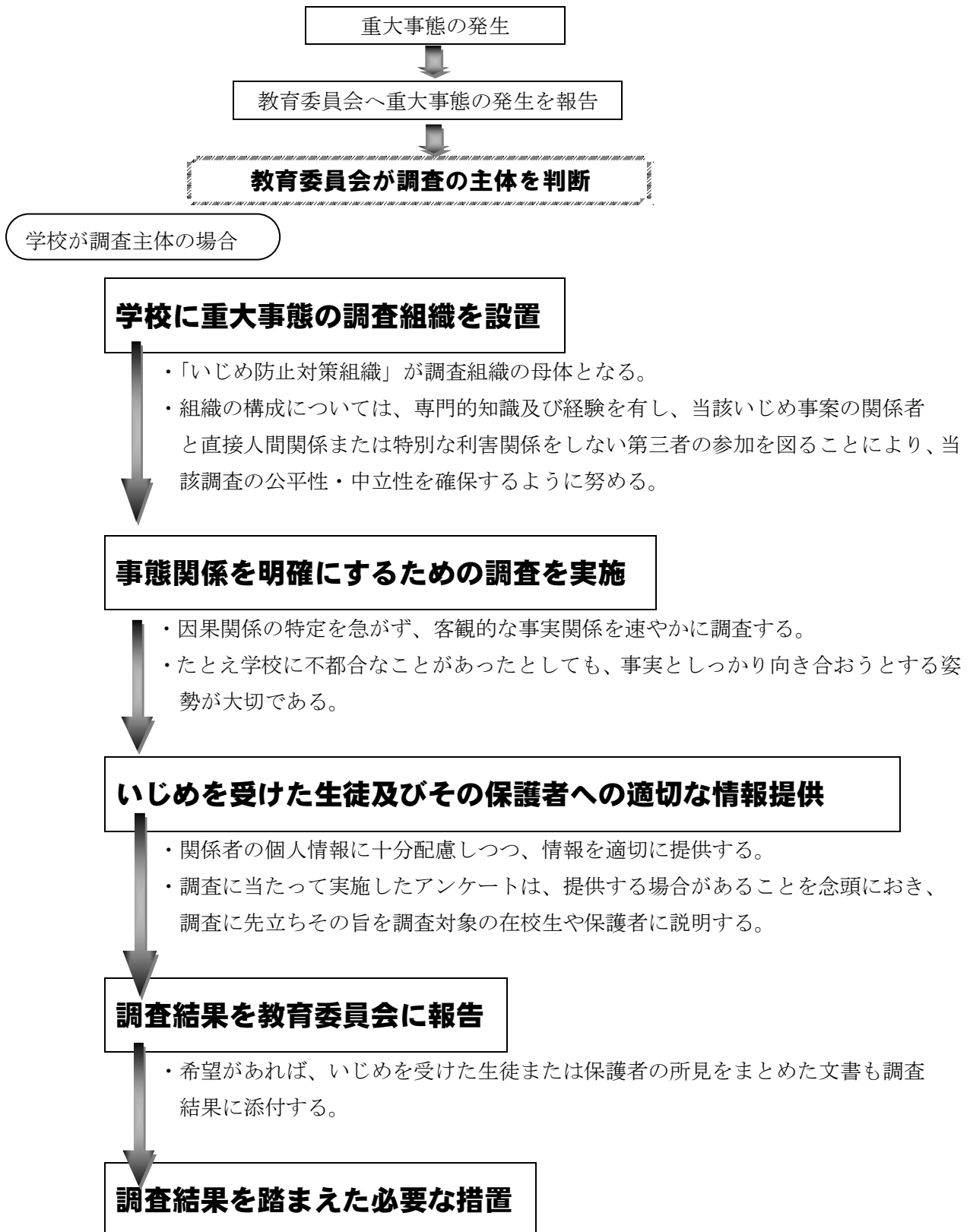
ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を学校経営案及びホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

いじめ防止等の取組

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修等を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○美化活動や立硝活動等地域の方との活動の充実 【生徒指導部】</p> <p>○「生徒会通信」(いじめの内容を含むアンケート)の実施 【生徒指導部：生徒会】</p> <p>○個人相談の実施 (随時：養護教諭) 【各学年・教育支援部】</p> <p>○健康調査の実施 【保健体育部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、映画鑑賞、討論会(クラス、学年) 【生徒指導部】</p> <p>○朝の校内巡視【寮務部】</p>	<p>○生徒・教職員と共同したボランティア活動等の実施(5月、10月の美化活動、年4回の立硝活動、通年区民会館の花壇づくり、11月の竜神ふれあい祭りの清掃活動)</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は速やかに「学年会」を開き、内容を「生徒指導記録」にまとめ「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 年間3回「生徒会通信(いじめの内容を含む)」を発行する。</p> <p>エ 教育相談の充実</p>	<p>○朝の校内巡視【寮務部】</p> <p>○学年主任者会 【部主事、各学年】 →情報の把握</p> <p>○部会 【全職員】→情報の把握</p> <p>○学年会 【各学年】→情報の把握</p> <p>○「生徒会通信」(いじめの内容を含むアンケート)の実施 【生徒指導部：生徒会】</p> <p>○個人相談の実施 (随時：養護教諭) 【各学年・教育支援部】</p> <p>○学校非公式サイト等調査・監視事業「ピットクルー」による調査。</p>	

		【生徒指導部】	
いじめに 対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、学校医や警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた場合へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対しての組織的な対応</p> <p>【いじめ・不登校対策委員会：生徒指導部】</p>	
点検・検証・ 見直し		○全職員対象の「取組評価アンケート」の実施	